

金融商品の取引の当事者を識別するための番号（L E I）の指定に係る業務処理要領

平成 26 年 7 月 3 日

日本取引所グループ

東京証券取引所

項目	内容	備考
1. L E I の概要 (1) L E I の対象	<ul style="list-style-type: none">○ L E I は、金融商品の取引を行う当事者（法人、ファンド等）（以下「取引当事者」という。）を識別するための番号であり、取引当事者ごとに指定される。	
(2) L E I の体系	<ul style="list-style-type: none">○ L E I は英文字及び数字から成る 20 桁のコードとする。○ 当該コードは R O C によって割り当てられた L E I 指定機関を特定する 4 桁、予備コード 2 桁（00）、取引当事者を特定する 12 桁、チェックディジット 2 桁により構成される。○ 取引当事者を特定する 12 桁はランダムな英数字の文字列とする。	<ul style="list-style-type: none">○ L E I の体系は I S O 17442 により定義される。○ 当社が R O C より割り当てられた L E I 指定機関を特定する 4 桁のコードは、「3538」。
(3) L E I の付随情報	<ul style="list-style-type: none">○ L E I に付随する情報（以下「付随情報」という。）は、次に掲げる情報とする。 (法人の場合) ① 登記上の商号又は名称 ② 組織形態	<ul style="list-style-type: none">○ 当社は、当社が指定した又は他の L E I 指定機関から移管を受けた L E I 及び付随情報について、公表及び管理を行う。○ 付随情報の表記は日本語及び英語とする。

項目	内容	備考
2. L E I の指定 （1）L E I 指定申請書の	<p>③ 本店又は主たる事務所の所在地 ④ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ⑤ 設立国 ⑥ 登記番号 ⑦ L E I の指定日 ⑧ 付随情報の最終更新日 ⑨ L E I が失効した場合には失効日及び失効理由 ⑩ 最終親会社（任意登録）</p> <p>(ファンドの場合)</p> <p>① ファンドの名称 ② 受託会社（再信託受託会社も含む。発行者が申請を行う場合には「発行者」とする。以下同じ。）の商号 ③ 受託会社の本店又は主たる事務所の所在地 ④ 受託会社の登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ⑤ 受託会社の設立国 ⑥ ファンドコード（ファンドコードが設定されている場合） ⑦ L E I の指定日 ⑧ 付随情報の最終更新日 ⑨ L E I が失効した場合には失効日及び失効理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ファンドについては、原則として、ファンドを管理している受託会社が L E I の指定申請を行うことを想定している。なお、委託会社等の発行者が指定申請を行うことも可能。 ○ ①について、ファンドの名称が存在しない場合には、「受託会社の商号／ファンドコード」とする。発行者が指定申請を行うときは「発行者／ファンドコード」とする。
	<p>○ L E I の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、当社に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請は、専用のポータルサイ

項目	内容	備考
提出	<p>対し、次に掲げる事項を記載した所定のLEI指定申請書を提出して、LEIの指定の申請をしなければならない。指定申請者は、法人の場合はLEIを取得する当該法人、ファンドの場合は受託会社又は発行者とする。なお、第三者による手続きの代行を認めることとし、その場合は、手続きの委任を受けたことを証する書面を提出する。</p> <p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 登記上の商号又は名称 ② 本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ④ 設立国 ⑤ 登記番号 ⑥ 登記上の代表者の役職及び氏名 ⑦ LEIの指定を申請する旨 ⑧ 他のLEI指定機関からLEIの指定を受けていない旨 ⑨ 業務責任者、業務連絡担当者及び手数料請求先等 <p>(ファンドの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンドの名称 ② 受託会社の商号 ③ 受託会社の本店又は主たる事務所の所在地 ④ 受託会社の登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ⑤ 受託会社の設立国 ⑥ ファンドコード（ファンドコードが設定されている場合） ⑦ 受託会社の代表者の役職及び氏名 	<p>ト（以下「JPX-LEIポータルサイト」という。）を通じてオンラインで行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の申請を一括して行えるよう別途取扱いを設ける。 ○ 代表者の実印（代表者印）を押印する。 ○ 登記事項証明書を添付しなければならない（他の登録済みLEIにおいて既に当社に提出している場合は提出は不要）。 ○ 代表者の実印（代表者印）を押印する。 ○ 受託会社の登記事項証明書（他の登録済みLEIにおいて既に当社に提出している場合は提出は不要）、交付目論見書（私募投信、年金基金等の場合で交

項目	内容	備考
(2) 当社による審査	<p>⑧ L E I の指定を申請する旨 ⑨ 他のL E I 指定機関からL E I の指定を受けていない旨 ⑩ 業務責任者、業務連絡担当者及び手数料請求先等</p> <p>○ 当社は、指定申請者からL E I の指定の申請を受けた場合には、L E I 指定申請書の記載内容の正確性について添付書類に基づき審査を行う。</p>	<p>付目論見書がないときはそれに準ずる書類) を添付しなければならない。</p> <p>○ 当社は、指定申請の対象となる取引当事者が他のL E I 指定機関においてL E I の指定を受けていないことを他のL E I 指定機関のポータルサイト等を通じて確認し、同一取引当事者に複数のL E I が指定されることのないよう努める。</p>
(3) L E I の指定	<p>○ 当社は、L E I 指定申請書の審査の結果、申請内容に問題がないと認められるときは、L E I を指定し、当該L E I 及び付随情報を当社のコンピュータ・システム（以下「データ管理システム」という。）に登録する。</p> <p>○ 当社は、L E I 及び付随情報をデータ管理システムに登録したときは、速やかに、指定申請者に対し当該L E I 及び付随情報を通知する。</p>	<p>○ 原則として、申請を受け付けた日から5営業日以内に指定申請者に対して通知する。</p>
(4) L E I 及び付随情報の公表	<p>○ 当社は、L E I を指定したときは、速やかに、当該L E I 及びその付随情報を公表する。</p>	<p>○ L E I 及び付随情報の公表は、J P X – L E I ポータルサイトを通じて行う。</p>
3. L E I の移管		
(1) L E I 移管申請書の	<p>○ 他のL E I 指定機関に管理されているL E I 及び付随情報を当社に移管しよ</p>	<p>○ L E I は取引当事者に対して</p>

項目	内容	備考
提出	<p>うとする者（以下「移管申請者」という。）は、当社に対し、次に掲げる事項を記載した所定の L E I 移管申請書を提出して、L E I の移管の申請をしなければならない。移管申請者は、法人の場合は L E I を取得する当該法人、ファンドの場合は受託会社又は発行者とする。なお、第三者による手続きの代行を認めることとし、その場合は、手続きの委任を証する書面を提出する。</p> <p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 登記上の商号又は名称 ② 本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ④ 設立国 ⑤ 登記番号 ⑥ 登記上の代表者の役職及び氏名 ⑦ L E I の移管を申請する旨 ⑧ 移管元の L E I 指定機関 ⑨ 移管元の L E I 指定機関から指定を受けている L E I ⑩ 移管元以外の L E I 指定機関から L E I の指定を受けていない旨 ⑪ 業務責任者、業務連絡担当者及び手数料請求先 <p>(ファンドの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンドの名称 ② 受託会社の商号又は名称 ③ 受託会社の本店又は主たる事務所の所在地 	<p>唯一指定されるコードであり、指定された後に変更されることはない。よって、移管後も従前のコードを継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移管申請者が L E I 移管申請書に添付しなければならない書類は、L E I 指定申請書の添付書類に準じる。 ○ 代表者の実印（代表者印）を押印する。 ○ 代表者の実印（代表者印）を押印する。

項目	内容	備考
	<p>④ 受託会社の登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ⑤ 受託会社の設立国 ⑥ ファンドコード（ファンドコードが設定されている場合） ⑦ 受託会社の代表者の役職及び氏名 ⑧ L E I の移管を申請する旨 ⑨ 移管元のL E I 指定機関 ⑩ 移管元のL E I 指定機関から指定を受けているL E I ⑪ 移管元以外のL E I 指定機関からL E I の指定を受けていない旨 ⑫ 業務責任者、業務連絡担当者及び手数料請求先</p>	
(2) 当社による審査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、移管申請者からL E I の移管の申請を受けた場合には、移管元のL E I 指定機関に所定の確認を行い、L E I 移管申請書の記載内容の正確性について添付書類に基づき審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、他のL E I 指定機関のポータルサイト等を通じて、二重付番がなされていないか確認を行う。
(3) L E I の登録・公表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、L E I 移管申請書の審査の結果、申請内容に問題がないと認められるときは、当該L E I 及び付随情報をデータ管理システムに登録する。 ○ 当社は、L E I 及び付随情報をデータ管理システムに登録したときは、速やかに、L E I 申請者に対し当該L E I 及び付随情報を通知する。 ○ 当社は、L E I の移管を受け付けた場合には、速やかに、当該L E I 及びその付随情報を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ L E I 及び付随情報の公表は、J P X – L E I ポータルサイトを通じて行う。
4. 付随情報等の変更		
(1) 登録情報の変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社においてL E I 及び付随情報を登録している取引当事者（以下「L E I 登録者」という。）は、当社に届け出た付随情報等に変更があったときは、遅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変更情報の通知の際には、当該変更情報が確認できる書類を

項目	内容	備考
(2) 変更情報の登録・公表	<p>遅なく、当社に対し登録情報の変更申請（以下「変更申請」という。）をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、L E I 登録者から変更申請を受けた場合には、変更内容について確認したうえで、当該変更情報をデータ管理システムに登録する。 ○ 当社は、当該変更情報がL E I の付随情報であるときは、当該変更情報の公表を行う。 	<p>添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 変更申請は、J P X－L E I ポータルサイトを通じて行う。 ○ 当社は、当社が管理する付随情報について、すべての変更の履歴を保持する。 ○ 変更情報の公表は、J P X－L E I ポータルサイトを通じて行う。 ○ チャレンジはJ P X－L E I ポータルサイトを通じて誰でも行うことができる。
(3) チャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 付随情報等の正確性及び有効性の確保並びに同一法人等に対する二重付番の回避の観点から、公表されているL E I 及び付随情報について疑義がある場合には、その旨を隨時受け付ける（チャレンジ制度）。 ○ 当社は、チャレンジを受け付けた場合には、その疑義の対象となっている登録情報の正確性等について確認を行い、登録情報が正確でないと認められる場合には、当該登録情報の登録者に対して登録情報の変更申請を行うことを要請する。 	
5. L E I の失効		
(1) L E I 失効申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ L E I 登録者は、以下の失効理由のいずれかに該当する場合には、遅なく、当社に対し、L E I の失効の申請をしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法律の規定に基づく清算、合併による消滅（法人の場合） ② 償還又は解散（ファンドの場合） ③ ①及び②に準ずる状態 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 失効の申請は、J P X－L E I ポータルサイトを通じて行う。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ L E I の失効の申請を行う場合には、次に掲げる事項を記載した所定の L E I 失効申請書を提出しなければならない。 <p>(法人の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登記上の商号又は名称 ② 登記上の代表者の役職及び氏名 ③ 当社から指定を受けている L E I ④ 失効理由 <p>(ファンドの場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンドの名称 ② 受託会社の商号 ③ 受託会社の代表者の役職及び氏名 ④ 当社から指定を受けている L E I ⑤ 失効理由 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者の実印（代表者印）を押印する。
(2) 失効情報の登録・公表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、L E I 登録者から失効の申請を受けた場合には、当該失効情報をデータ管理システムに登録し、公表を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 失効情報の公表は、J P X – L E I ポータルサイトを通じて行う。
6. システムによる事務処理 (1) J P X – L E I ポータルサイト	<ul style="list-style-type: none"> ○ L E I の申請の受付並びに L E I 及び付随情報の公表等は、原則として、当社が開設する J P X – L E I ポータルサイトを通じて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ J P X – L E I ポータルサイトには、当社からの L E I に係

項目	内容	備考
(2) データ管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社における L E I 及び付随情報の登録、管理等に係る事務の処理は、原則として、当社の設置するデータ管理システムを利用して行う。 	<p>る情報発信、L E I 及び付隨情報の検索（法人名、ファンド名又は設立国等から検索可能）、ファイルダウンロード（XML形式）、申請書の様式の入手及び提出等の機能を有する。日本語サイト及び英語サイトを用意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データ管理システムに登録された L E I 及び付隨情報は J P X – L E I ポータルサイトに電磁的な方法により連携される。
7. 手数料		
(1) 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引当事者は、以下に定める手数料を当社に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① L E I 指定手数料 L E I の指定の際の手数料：1 件につき 2 万円 ② データ更新手数料 登録されている L E I の毎年の更新の際の手数料：1 件につき 1 万円 	
(2) 納入時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料の納入時期は、次のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、徴収対象者が納入時期

項目	内容	備考
8. 実施時期（予定）	<p>① L E I 指定手数料 L E I の指定を受けた日の属する月の翌々月の最終営業日まで</p> <p>② データ更新手数料 L E I の指定を受けた日の属する年の翌年以後の各年における応当日の属する月の前月の最終営業日まで</p> <p>○ 平成 26 年 8 月 1 日から実施する（R O Cによる承認を前提とする）。</p>	までに所定の手数料を納入しなかった場合には、当社が別に定める遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

以 上